

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年2月24日（平成28年（行情）諮問第186号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（行情）答申第227号）

事件名：特定記事に記載の内部文書に係る決裁文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日付け特定刊行物第1面が報じた統合幕僚監部作成の内部文書にかかる決裁文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年10月13日付け防官文第16243号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

特定年月日付け特定刊行物が報じたところによると、本件対象文書は中谷防衛大臣の指示を受けて作成されたとのことであるから、関連する決裁文書が存在すると思料することが合理的と判断される。よって関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「特定年月日付け特定刊行物第1面が報じた統合幕僚監部作成の内部文書にかかる決裁文書の全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報を含む。」の開示を求めるものであるが、該当する行政文書は保有していないことから、不存在につき、原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

本件開示請求は、特定刊行物の「自衛隊統合幕僚監部の内部文書」、
「防衛省が存在を認める」との記事を引用したものであり、「自衛隊統合幕僚監部の内部文書」とは、統合幕僚監部が作成した「『日米防衛協力のための指針』（ガイドライン）及び平和安全法制関連法案について」（以下「本件文書」という。）である。

異議申立人は、「特定年月日付け特定刊行物が報じたところによると、

本件対象文書は中谷防衛大臣の指示を受けて作成されたとのことであるから、関連する決裁文書が存在すると思料することが合理的と判断される。よって関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである。」として、不開示決定処分取消しを求めるが、当該文書の作成に当たっては、形式的な決裁行為は行っておらず、決裁文書も作成していない。

また、原処分に当たり行った探索及び本異議申立てを受け確実に期すために行った再度の探索においても、該当する行政文書の保有は確認できなかった。

よって、異議申立人の主張は当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年2月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月1日 | 審議 |
| ④ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定年月日付け特定刊行物第1面が報じた統合幕僚監部作成の内部文書に係る決裁文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求における統合幕僚監部作成の内部文書とは、本件文書である。

イ 本件文書は、統合幕僚監部が、日米防衛協力のための指針及び平和安全法制関連法案について、主要部隊の指揮官等に理解してもらうことを目的に、その内容及び法案成立後に具体化していくべき検討課題を整理した文書であり、内部部局と調整しながら作成した資料である。

ウ 本件文書は、会議で使用するために作成した説明用の資料であり、防衛省行政文書管理細則（通達）（官文第4026号。23.4.1）第5の1（2）において、文書管理システム又は起案用紙（以下、併せて「起案用紙等」という。）を用いて文書を起案することとされている「発簡番号を付与することが必要な文書を起案する場合又

は重要な案件若しくは決裁過程を明確にする必要のある案件」に該当しなかったために、起案用紙等を用いた決裁行為は行っておらず、本件文書に係る決裁文書は作成も取得もしていない。

エ 原処分時及び本件異議申立てを受け確実を期すため、統合幕僚監部の関係部署の探索を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 諮問庁から本件文書及び防衛省行政文書管理細則の提示を受けて確認したところ、その内容は、諮問庁の上記(1)アないしウの説明のとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久